

議案第 29 号

中央図書館のあり方に関する住民投票条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく中央図書館のあり方に関する住民投票条例の制定の請求を令和6年4月15日に受理したので、同条第3項の規定により、次のとおり意見を付けて議会に付議する。

令和6年4月26日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法第74条第1項の規定に基づく中央図書館のあり方に関する住民投票条例の制定の請求を受理したことに伴い、同条第3項の規定に基づき、意見を付けて議会に付議するもの。

中央図書館のあり方に関する住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、中央図書館のあり方に関して、市民の意思を明らかにするための住民投票を行い、市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票の実施)

第2条 住民投票は、次のとおり実施する。

- (1) 住民投票に付する事項は、中央図書館のあり方に関して市民の意思を明らかにするため、市民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。
- (2) 住民投票は、市民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈及び運用は、市民の意見表明の自由を保障すると共に、市民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を、狛江市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から60日以内に執行するものとする。

(投票の資格者)

第5条 住民投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第21条第1項に規定する選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

(投票の方法)

第6条 住民投票は秘密投票とし、1人1票とする。

- 2 住民投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、中央図書館のあり方に関して、現在狛江市が示している「狛江市民センター改修等基本方針」の分割・移転計画に賛成の場合は「分割・移転」の欄に、分割・移転計画ではなく現在地で拡充を求める場合には「現在地で拡充」の欄に、自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。
- 3 前項に規定する○の記載方法は、○の記号を自書する方法によるものとする。
- 4 前項の規定に関わらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記入することができない投票人は、投票管理者に申し立て代理投票をさせることができる。

5 点字による投票の方法は、別に定める。

(情報公開)

第7条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう必要な情報提供を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意しなければならない。

3 選挙管理委員会は、住民投票を実施するに当たって、住民投票広報の発行、住民投票広報広告の掲載その他の投票資格者が投票の判断をするのに必要な広報活動を行うと共に、投票条件に関わる情報の公開、提供に努めなければならない。

4 選挙管理委員会は、前項の広報活動及び情報の公開、提供に際しては、投票案件に対する「分割・移転」および「現在地で拡充」の意見を公平かつ中立に扱うよう留意しなければならない。

(住民投票運動)

第8条 住民投票運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(投票及び開票)

第9条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、その他住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、規則で定めるほか、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定の例による。

(住民投票結果の告示等)

第10条 選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを公表すると共に、当該公表の内容を市長及び市議会に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第11条 市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。この場合において、投票した者の「分割・移転」または「現在地で拡充」のいずれか過半数の結果の重みを斟酌しなければならない。

(規則への委任等)

第12条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、住民投票の実施の日の翌日から起算して90日を経過した後に、その効力を失う。

意見書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項により制定の請求がありました中央図書館のあり方に関する住民投票条例を市議会に付議するに当たり、同条第 3 項の規定により次のとおり意見を申し上げます。

■新設図書館整備等の経緯

中央図書館が入っている粕江市民センター（以下「市民センター」という。）は昭和 52 年に開館し、平成 27 年度に築 40 年を目途に行う老朽化対応の改修と耐震補強の工事を行う計画でした。平成 25 年度に教育委員会に設置した検討委員会において、耐震改修工事と同時に老朽化している給排水設備等の更新と施設の間取り等の改修も同時に行い、限られたスペースの中で部屋の配置等を行う改修案をとりまとめ、説明会を行いました。市民センターの充実を求める要望や市議会への陳情が採択されたことなどから、一旦、改修を見送ることにしました。その後、市民センターを考える市民の会が発足し、1 年以上かけて検討していただき、提案書の提出をいただきました。それを受けまして、市として整備費用や将来費用を明らかにし、実現可能性を探るための調査を行うとともに、市民センターを利用されていない方も含めて広く意見を伺うため、市民アンケートを実施しました。

これらの経過を踏まえた上で、現状の市民センターの設備の老朽化に早急に対応しなければならない状況や、社会保障費を始めとする行政需要の増加や将来的な財政負担などを勘案すると市民センターの建替えが難しい状況の中で、少しでも公民館及び図書館の機能の充実を図ることができるよう、その他の市の施策も含めて総合的に検討し、市民センターの改修において図書館機能の一部を残しつつ、新設図書館を比較的近い場所に整備することとする市民センター改修等基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しました。これは、市民の声を少しでも反映できるよう検討したからこそ、その他の行政課題等も踏まえた上で、当初の改修案から大きく見直し、拡充を図れるよう、施設の配置や規模について示したものです。

■市民参加の手続き

粕江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（平成 15 年条例第 1 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項第 4 号の規定において、市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や運営に関する方針又はそれらの変更をする場合には、あらかじめ市民参加の手続きを行わなければならないとしています。しかしながら、施設の設置・配置に当たっては、用地の確保、立地の条件、そして、施設の整備・改修・更新及び維持管理に要する総コストなどを総合的に検討する必要がある、限られた財源の中で、将来世代に過度な負担を積み残すことがないように適切な行財政運営に努めることは、市民に対して行政が負うべき重要な責務です。こうした趣旨に鑑み、地方自治法令上、公の施設の設置及び管理に関しての事項は市議会での議決が必要な条例で定めることや予算の議決が必要であること等が規定されており、行政の適正・公平な実施を市議会において法的コントロールの下に置いた

めの措置が取られています。

直接請求の要旨において、基本方針の決定に際して、市民参加の手続きが十分に行われていないとのことですが、基本方針は、施設の配置や規模を示したものであって、施設の利用に当たっての機能や運営等の詳細を示したものではありません。施設の利用に当たっての機能や運営等の詳細については、利用する市民の意見を広く反映するべきであることから、条例に基づく市民参加の手続きを行い、基本計画等の策定を行うこととしているものであり、市民センター改修及び新図書館整備基本構想（以下「基本構想」という。）は、これらの手続きを踏まえた上で策定しました。また、市議会において基本構想、基本設計及び実施設計に係る予算の議決をいただいた上でこれまで進めてきたものです。

市民参加の手続きは、それぞれの施策に応じて行うものであり、案件によってその手続きは異なります。以前に設置した北部児童館や子ども家庭センターの移転も含めた子育て・教育支援複合施設、旧狛江第七小学校の跡地利用においても設置場所や規模等については、市が示した上で、その後の基本計画等の策定に当っては、それぞれ市民参加の手続きを行っており、今回の基本方針及び基本構想の策定についても同様の手順で進めてきたものです。

■図書館の充実

直接請求の要旨において、図書館が拡充されないことについて失望の声があるとのことですが、基本構想では、新設図書館と市民センター図書コーナーで形成される新図書館が核となり、コンパクトなまちを活かしたサービス網を構築することとしており、また、地域センター等の図書室や学校図書館との連携を図り、市全体で図書サービスの充実を図ることとしています。

また、中央図書館や各図書室全体で現状の約30万冊の蔵書を約36万3千冊へ増やすとともに、電子図書についてもタイトル数を増やすなど蔵書規模の充実を図るほか、サービス面においても、小さなまちの宝箱をコンセプトに、既存のサービスに加え、ICTを活用したハイブリッドサービスやイノベーションライブラリーなど、より充実を図ることとしています。

■総括

直接請求の要旨において、市民の合意を得られたものとは言えないとのことですが、この度の条例制定に係る直接請求については、地方自治法の規定に基づいて請求されたものであり、間接民主主義を補完する制度であることは、十分に理解をしているものの、市民の多様な意見をくみ取って、市政に適切に反映していくことは、公選により選出された市長及び市議会としての役割であると認識しています。

この点において、令和4年6月の市長選挙におきまして、市民センター改修及び新設図書館整備に関しては結果的には大きな争点になったところであり、私は新しい市民センター及び新設図書館の魅力を訴え、市民からの負託をいただいたものと考えています。また、市議会においても、これまでに様々な議論が行われ、令和6年度予算において関係予算の議決をいただいたところですので、民意が反

映されているものと考えています。

これまで、市民参加の手続きを経て策定した基本構想を踏まえ、基本設計及び実施設計を行ってきたところであり、市民センターは令和7年11月頃に開館、また、新設図書館は令和8年10月頃に開館する予定で進めているところです。

市民センターについては、既に当初の工事予定より9年が経過しており、施設設備の老朽化に対応できていないため、利用者に不便をお掛けし続けている状況です。これ以上に遅らせることがないように、計画どおり着実に進め、多くの市民の皆様にご利用され、また、愛される図書館及び市民センターをめざし、施設整備を進めることが市民からの負託に応えるものです。

また、本条例案では、新図書館について「分割・移転」又は「現在地で拡充」のいずれかを投票し、市長及び市議会は「いずれか過半数の結果の重みを斟酌しなければならない」と規定されております。しかしながら、「現在地で拡充」する場合については、実現可能性を探る調査の中で検証し、多額の財政負担が生じることなどから、その他の行政課題を踏まえると実現することが難しいところであり、基本方針に基づいてこれまで進めてきた現段階において、「現在地で拡充」することについて改めて問うことは現実的ではありません。

以上のことから、市としましては、住民投票を実施することには意義を見いだしがたいと考えています。

議員の皆様におかれましては、慎重な御審議をいただき、適切な御判断をお願い申し上げ、本条例案に対する意見といたします。

令和6年4月26日

狛江市長 松原 俊雄

狛江市条例制定請求書

中央図書館のあり方に関する住民投票条例制定請求の要旨

1、請求の要旨

私たちは、中央図書館の改修によって設置される「新図書館」は、市の計画どおり「分割・移転」か、分割せず「現在地で拡充」かについて住民投票で市民の意見を問うために、狛江市議会において中央図書館のあり方に関する住民投票条例を制定されるよう請求します。

2020年8月に「狛江市民センター改修等基本方針」が策定され、狛江市中央図書館を分割・移転する方針が決定事項として示されました。中央図書館及び公民館が入る市民センターの老朽化対策及び拡充のための改修（増改築）は多くの市民の強い要望です。しかし、子どもの本とおとなの本を約400メートル離れた別々の施設に分割配置するという、「基本方針」で示された中央図書館の分割・移転については、多くの市民から「不便になる」などの声が出されています。

中央図書館は毎年延 10 万人以上の市民が利用する（「図書館・図書室 事業報告書」）最も利用の多い公共施設のひとつです。2023年10月までに示された「基本構想」及び「基本設計」では、現在の市民センター内に子どもの本と新聞・雑誌等を配置し、新施設におとな向けの本を配置するとしています。他市と比べても貧弱な中央図書館がほとんど拡充されないことについても、失望の声があがっています。利用者が分断され、図書館がめざす「だれにとっても利用しやすい図書館」（「市民提案書」）の実現は困難です。資料の分散により、「地域の情報拠点」として、暮らし・仕事・地域の課題解決を支援する図書館の実現も困難となりかねません。図書館で働く職員の業務負担の増加になることも予想されます。

「基本方針」の決定方法についても、「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（市民参加条例）」に則った手続きが十分に行われていないことが指摘されています。「基本方針」の見直しを求める署名は2023年12月までに4300筆以上が集められ、狛江市長あてに提出されています。特に、中央図書館を分割・移転することについては、市民の合意が得られたものとは言えません。一度建設されれば、今後数十年使い続けることとなる図書館のあり方について、市民参加条例に定められた通り、しっかりと市民の声を聞き、その意見が反映されることを求めます。

2、請求代表者

狛江市	小俣 三郎	無職	1943年5月23日	生まれ	男
狛江市	周東 三和子	無職	1947年2月2日	生まれ	女
狛江市	立川 節子	無職	1950年3月24日	生まれ	女
狛江市	林 健彦	無職	1947年5月2日	生まれ	男

上記のとおり地方自治法第74第1項の規定により、別紙条例案を添えて条例の制定を請求します。

狛江市長 松原俊雄 様



2024年4月15日

中央図書館のあり方に関する住民投票条例案

(目的)

第1条 この条例は、中央図書館のあり方に関して、市民の意思を明らかにするための住民投票を行い、市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票の実施)

第2条 住民投票は、次のとおり実施する。

(1)住民投票に付する事項は、中央図書館のあり方に関して市民の意思を明らかにするため、市民による投票(以下「住民投票」という。)を行う。

(2)住民投票は、市民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈及び運用は、市民の意見表明の自由を保障すると共に、市民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を、狛江市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に委任するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、この条例の施行の日から60日以内に執行するものとする。

(投票の資格者)

第5条 住民投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第21条第1項に規定する選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

(投票の方法)

第6条 住民投票は秘密投票とし、1人1票とする。

2 住民投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、中央図書館のあり方に関して、現在狛江市が示している「狛江市民センター改修等基本方針」の分割・移転計画に賛成の場合は「分割・移転」の欄に、分割・移転計画ではなく現在地で拡充を求める場合には「現在地で拡充」の欄に、自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

3 前項に規定する○の記載方法は、○の記号を自書する方法によるものとする。

4 前項の規定に関わらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記入することができない投票人は、投票管理者に申し立て代理投票をさせることができる。

5 点字による投票の方法は、別に定める。

(情報公開)

第7条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう必要な情報提供を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意しなければならない。

3 選挙管理委員会は、住民投票を実施するに当たって、住民投票広報の発行、住民投票広報広告の掲載その他の投票資格者が投票の判断をするのに必要な広報活動を行うと共に、投票条件に関わる情報の公開、提供に努めなければならない。

4 選挙管理委員会は、前項の広報活動及び情報の公開、提供に際しては、投票案件に対する「分割・移転」および「現在地で拡充」の意見を公平かつ中立に扱うよう留意しなければならない。

(住民投票運動)

第8条 住民投票運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(投票及び開票)

第9条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、その他住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、規則で定めるほか、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定の例による。

(住民投票結果の告示等)

第10条 選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを公表すると共に、当該公表の内容を市長及び市議会に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第11条 市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。この場合において、投票した者の「分割・移転」または「現在地で拡充」のいずれか過半数の結果の重みを斟酌しなければならない。

(規則への委任等)

第12条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、住民投票の実施の日の翌日から起算して90日を経過した後に、その効力を失う。

狛江市条例制定請求署名収集証明書

狛江市中央図書館のあり方に関する住民投票条例制定請求書に添えて提出する中央図書館のあり方に関する住民投票条例制定請求者署名簿には、地方自治法第74条第5項の規定により、2024年3月1日付で告示された選挙権を有する者の総数の50分の1（1393人）により有効署名があることを証明します。

2024年4月15日

狛江市条例制定請求代表者

小俣 三郎



周東 三和子



立川 節子



林 健彦

